

令和8年度

事業計画



社会福祉法人富士市社会福祉協議会



社会福祉法人

富士市社会福祉協議会

基本理念・職員行動指針

平成 30 年 4 月 1 日 制定

少子・高齢化や人口減少が進む今日、地域を取り巻く環境が様変わりする中で、住民が抱える生活課題も多種多様に変化してきています。こうした中、私たち富士市社会福祉協議会は役職員が一丸となり、あらゆる地域の課題に向き合い、相談・支援や解決につなげ、「だれもが安心してともに暮らせる地域（まち）」づくりに取り組んでまいります。

○基本理念

社会福祉法人富士市社会福祉協議会は、だれもが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進します

○職員行動指針

1. 私たちは、あらゆる生活上の相談に応じ、住民一人ひとりの尊厳と自己決定を尊重し、その人らしい暮らしができるよう支援します
1. 私たちは、地域に根ざした住民主体の地域活動と、住民のつながりを大切にした福祉のまちづくりを応援します
1. 私たちは、福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、行政と関係機関とのパートナーシップによる新たなサービスの創造や提言活動、計画づくりに積極的に関わります
1. 私たちは、サービス利用者の価値観や主体性を尊重し、その人に寄り添う支援を行います
1. 私たちは、常に自己研鑽を重ね、専門性を発揮し職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します
1. 私たちは法令と社会規範を遵守し、専門職としての倫理と誇りを持ち、信頼され開かれた組織づくりをすすめます

事業計画

<基本方針>

全国社会福祉協議会は、昨年度、社協活動の指針となる「基本要項2025」を策定しました。基本要項では、新たに社協の使命として、地域の関係者と協働して「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することが明記されるとともに、社協の機能に災害時の支援や地域福祉の財源確保などが追加されました。33年ぶりに改訂された基本要項は、社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示す根幹となる指針であることから、この基本要項を踏まえ、住民や地域の関係者と協議しながら、活動・事業の充実や組織強化を計画的に進めてまいります。

一方、長引く物価高騰は生活困窮者に深刻な影響を与えています。特に食料品やエネルギー価格の高騰は、低所得者層ほど家計に占める割合が大きく、生活を一層厳しくしています。引き続き、本会の各相談窓口において、生活に不安を抱えている方々に対し寄り添った支援を進めてまいります。

事務局組織体制については、それぞれの部署の現在の業務内容を踏まえ、市民に対してよりわかりやすい名称とするため各課の名称の変更を行ってまいります。地域支援課を「地域共生課」に、在宅支援課を「生活あんしん課」に、成年後見支援センターを「権利擁護課」に変更いたします。

ユニバーサル就労支援センター相談支援グループにおいては、本年度が4年間の委託期間の終了を迎えることから、令和9年度からの新たな5年間の事業受託に向けて準備を進めてまいります。

障害サービス室においては、昨年度策定した「障害支援事業所再編方針」に基づき、利用者が安心して通所できる環境の維持・向上を最優先に、安定的なサービス提供体制の確保に努め、計画的に再編の取り組みを進めてまいります。

介護サービス室においては、担い手確保が困難なことから昨年度末で訪問介護事業を廃止しました。介護サービス事業の経営健全化に向けて、富士川デイサービスセンターにおいて受入地域を隣接する静岡市由比蒲原地区まで広げ利用者の拡充を図ってまいります。

<本年度の重点目標>

1. 地域共生社会実現のための生活支援体制整備事業の推進とコミュニティソーシャルワークの実践
2. 終活支援事業の推進
3. 第6次地域福祉活動計画の策定
4. 持続可能な事業運営に向けた財政基盤の再構築
5. 職員の確保と定着を図る採用・育成体制の充実

【地域共生社会実現のための生活支援体制整備事業の推進とコミュニティソーシャルワークの実践】

国の目指す地域共生社会の実現に向けた取り組みとしては、まず生活支援体制整備事業に関して、引き続き、市から第1層生活支援コーディネーター業務を受託し、富士市全体および各地区における本事業の展開に関わってまいります。併せて、これまでの各地区に

おける取り組みを継続的に支援するとともに、第2層生活支援コーディネーターや各地区のまちづくり関係団体と連携を図りつつ地域への働きかけを進めてまいります。

また、コミュニティソーシャルワークについては、その特性を最大限に生かし社協内の各種事業と更に連動し充実した実践となるよう地区担当コミュニティソーシャルワーカーを増員し、関係機関や地域コミュニティと積極的に連携を図りながら、困りごとの解決や暮らしやすい地域づくりを進めてまいります。

【終活支援事業の推進】

高齢化の進展に伴い、一人暮らし高齢者の世帯が増加し、身寄りのないことによる死後事務の担い手がいないといったことに代表される、自身の将来の不安に関する相談が増加しています。このような相談に対応するため、市では成年後見支援センターに「終活サポートセンター」を併設することとなり、本会が事業受託をしてまいります。

また、市の終活支援事業の対象とならない課税世帯の方を対象に、本会では「ふじさんエンディングサポート事業」を創設し、安心して老後を過ごし、満足できる形で最期を迎えられるよう、終活支援に取り組んでまいります。

【第6次地域福祉活動計画の策定】

社会環境の変化や価値観の多様化により、地域における生活課題は複雑化・重層化しています。高齢化の進行や孤立・生活困窮の深まりなど、従来の制度や支援の枠組みだけでは対応が難しい状況が生じています。

こうした状況を踏まえ、本会では、市民一人ひとりが地域で役割とつながりを持ち、安心して暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指し、地域や関係機関の声を取り入れながら、令和9年度からの第6次地域福祉活動計画の策定に取り組めます。

【持続可能な事業運営に向けた財政基盤の再構築】

物価高騰や人件費の上昇、現役世代人口の減少などにより、本会の財政環境は厳しさを増しています。持続可能な事業運営を確保するため、関係者との共通認識を形成しながら、中長期的視点に立った財政再建を進めてまいります。単年度の収支改善にとどまらず、収支改善につながる取り組みを検討・実行し、経営基盤の安定化を図ります。

【職員の確保と定着を図る採用・育成体制の充実】

少子高齢化の進行により、福祉分野における人材確保は一層困難となっています。安定的なサービス提供のため、職員の確保・定着を重要課題と位置づけ、採用手法の見直しや計画的な人材育成を進めてまいります。併せて、働きやすい職場環境づくりと職員の成長実感につながる育成の仕組みづくり推進し、「選ばれ、働き続けられる職場」を目指します。

以上、重点目標に掲げた事項を中心として着実に事業を執行するとともに、本会の基本理念である「だれもが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を目標に、役職員一丸となって誠心誠意努力してまいります。

1. 広報啓発活動事業

(1) 社会福祉大会の開催

社会福祉関係功労者の表彰式典等をロゼシアターで開催する。

本年度第54回大会は、11月19日に開催を予定。

(2) 社協の広報活動

① 広報紙「お元気ですか」の発行

年3回全世帯配布予定。会員である市民に対し、読みやすくわかりやすい福祉情報を発信し、本会に対する理解を深めていただく。また、社協事業についての意見を頂戴し、市民の声の反映に努める。

② Radio-f「はあとふるトーク」による発信

月1回最終水曜日に本会PRのため、職員やボランティアが公開生放送「はあとふるトーク」に出演。市民にわかりやすく、役に立つ情報を盛り込みながら福祉の啓発に努める。また、災害時の連携を視野に入れた防災パートナーとしてのスポットCMも実施。本放送の他にも随時、日常的活動の中で広報媒体として効果的にRadio-fを活用していく。

③ 社協ウェブサイトの充実

ICT(情報通信技術)時代に応じた見やすいサイトを追求するとともに、多くの方に福祉に関心を持っていただけるよう、情報発信していく。

(3) 障がい者支援ポータルサイト『はっぴいずむ富士』の運営(市受託事業)

あらゆる人が気軽に心地よく交流し合う場を創出し、福祉への理解を深め、共に生きるまちづくりに寄与するために、福祉情報発信ポータルサイトをとおして、広く市民向けの福祉啓発活動を行う。

2. 地域福祉推進事業

(1) 地区福祉推進会

① 地区福祉推進会活動の充実

「だれもが安心して暮らせる福祉の地域(まち)づくり」を目的に住民主体で組織されている26地区の地区福祉推進会の活動充実を図る。特に国の掲げる地域共生社会の実現に向けた取り組みについては、支えあい・助けあいのあふれるまちづくりをすすめるため、地区内の各組織や団体と連携し、話し合いの場(第2層協議体)への参加・協力および活動の推進を図る。

②地区福祉推進会連絡会の支援

各地区の地区福祉推進会の情報交換や、地域包括ケア体制の構築に向けて地域包括支援センターと協働し、地域課題の解決に取り組んでいく。また、生活支援体制の充実に向けて、さまざまな関係機関や団体とも連携を図り、各地区のニーズに基づく活動を支援する。

(2) ふれあい・いきいきサロンの運営助成（赤い羽根募金事業助成対象）

孤独感の解消、介護予防や健康維持などを目的とし、高齢者等の交流の場となるサロンの設置・運営を支援するとともに地域包括支援センター等との連携を図り、有益な情報の提供を行う。また、地域においても、サロンに関する研修や交流会等を開催し、推進役となる人材の確保を図り、地区福祉推進会をはじめとする地域の関係団体との連携を推進する。

(3) こども食堂への支援

子どもたちが放課後等に食事や学習、地域交流を図る等安心して過ごすことを目的として開設されているこども食堂へ助成や訪問を行い、活動の更なる活性化を支援することで子どもを孤立させない地域づくりを推進する。

(4) 生活困窮世帯学習支援応援事業

市役所生活支援課が行う「こどもの学習・生活支援事業」を利用している中学3年生の生徒を対象に、本会障害者就労支援事業所が販売する食品等を配布することにより食の支援や学習意欲の向上を図ることを目的に実施する。

(5) 未就学児等安否確認支援事業

市役所こども家庭課が行う未就学児等への家庭訪問の際に、本会障害者就労支援事業所が販売する食品等を提供することで、児童の安否確認及び生活課題の早期発見を円滑にすることを目的に実施する。

(6) 地域福祉活動団体への助成

- ・町内会連合会
- ・民生委員児童委員協議会
- ・人権擁護委員協議会

(7) コミュニティソーシャルワークの実践

富士市社協の基本理念及び職員行動指針に基づき、市民の日常生活における困りごとや地域課題に対応するため、地区担当のコミュニティソーシャルワーカーによる支援活動を実践する。活動の実践にあたっては、地域包括支援センターの圏域ごとに配置する圏域担当者と地区担当者が連携し、併せて地域の関係機関や専門職等社会資源と連携・協力しながら進めていく。

(8) 第6次地域福祉活動計画の策定

「地域共生社会の実現」に向け、令和9年度～13年度（5か年）の第6次地域福祉活動計画について、行政等関係機関と連携を図り策定する。

3. 生活支援のための体制整備

(1) 生活支援体制整備事業（市受託事業）

第1層生活支援コーディネーターを配置し、地域の社会資源の把握、開発・支援及び関係事業所のネットワーク化を図る。また、地域包括ケアシステム及び地域共生社会の実現のため、共に助け合い支え合うまちづくりを推進していく。

(2) 地区での生活支援体制整備支援

地区担当コミュニティソーシャルワーカーが、各日常生活圏域の第2層生活支援コーディネーターと連携・協力し、各地区における生活支援体制整備や必要な社会資源の創出等、地域住民と共に支えあいのまちの実現に向けた活動を推進する。

(3) 生活支援体制整備に関する活動へのスタートアップ助成

(赤い羽根募金事業助成対象)

市の実施する「生活支援体制整備事業活動補助金」と連動し、地域住民の主体性に基づく生活支援に関する活動に対し、活動の立ち上げ時を対象とした助成を行う。

4. ボランティア活動育成事業

(1) ボランティアセンターの運営

①ボランティア連絡会の支援

ボランティア連絡会は、主に富士市内で活動しているグループ及び個人で組織され、情報交換をはじめ研修等を開催、定例会は奇数月第1金曜日に開催している。ボランティアセンターでは、所属団体や構成メンバーである各ボランティアの円滑な活動に資するため、連絡会への助成や情報提供、相談対応等の活動支援に取り組む。

②ボランティアのニーズ調整

ボランティアに関する相談対応や、ボランティア活動を希望する人とボランティアを必要としている人とのコーディネートを行い、ボランティア活動の円滑化を図る。また、情報提供にはICTを活用し個人ボランティア登録の仕組みの活用と併せ広く情報発信する。

③ボランティア保険

ボランティア活動や行事を安心して行っていただくため、ボランティア保険の啓発と加入手続きを行う。

(2) 車いす移送車貸出事業

車いす使用者の通院・リハビリや余暇活動など外出全般を支援するため、スロープやリフト付き車両の貸出支援を行う。車両は、普通自動車1台、軽自動車1台。

(3) ひとり暮らし高齢者等への家具固定支援の実施

自分では家具の固定ができない高齢者世帯等の防災対策を進める。事業の推進にあたっては、市で実施している家具固定推進事業とも連携し、市の事業で対応できない部分をボランティアが担う形で市民のニーズに応じていく。また、担い手であるボランティアの確保を目的とした講座等も随時計画する。

(4) 企業の社会貢献活動への支援

社会貢献活動に関心のある企業や、活動検討中の企業に対して、活動メニューを提案・協働し、企業の社会貢献を支援する。

(5) おもちゃ図書館の運営

おもちゃを通して障がい児と健常児とのふれあいを図る場、保護者同士の情報交換の場として、フィランセ東館4階におもちゃ図書館を設置し、おもちゃ図書館ボランティアの協力を得て運営する。

開館日 火・木 10:00～12:00

第2・第4・第5日 10:00～12:00

※日曜日は障がいのある子とその家族のみのご利用日

(6) 災害ボランティア活動の推進（赤い羽根募金事業助成対象）

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えることを目的として「災害ボランティア連絡会」を中心に、情報交換や「災害ボランティアセンター運営訓練」を開催する。また、災害時の多様な困りごとに対応するため、平時からボランティア・市民活動団体、NPO、企業、士業、行政等との連携・協働を推進することを目的に「富士市被災者支援ネットワーク会議」を開催する。

(7) 家具固定技術研修

家具固定支援事業における担い手育成および確保のため、グループに入会をした会員や家具固定に関心がある市民を対象に、会員による家具固定に関する研修を行う。

(8) 声の広報事業（市受託事業）

音訳ボランティアの協力により、本会広報紙や市の広報等をCD等に吹き込み、情報の取得が困難な視覚障がい者に郵送し、社会参加する上での情報提供を行う。

(9) ボランティア講座

新しい生活様式や変化する社会情勢に合わせたボランティア講座の企画を通じて、新たな繋がりづくりとボランティア活動に携わる市民の裾野の拡大を図り、地域の活性化や住民同士の繋がりを絶やさないまちづくりに資するよう、若年層のニーズに合ったボランティア講座を開催する。

(10) 福祉教育の推進

①福祉人材育成事業

これまでの福祉人材育成事業を振り返り、成果と課題を整理するとともに、福祉業界における人材確保・定着の課題を再確認する。あわせて、静岡県社会福祉人材センターと連携し、本市の実情に即した今後の福祉人材育成事業の在り方について検討する。

②夏休み福祉なんでも学習の開催

夏休みに福祉・介護・ボランティアに関する学習の機会として体験や説明を行うとともに、各種の資料配布や情報提供を行い、福祉への興味と共生社会の理解を深めることを目的に開催する。

③福祉教育担当者会議の開催

学校における福祉教育に関する情報提供と、地域とのつながりを持った実践が展開できるよう、教育関係機関の福祉教育・ボランティア学習担当教諭およびCSDを対象として情報交換を行う会議を開催する。

④福祉体験機材の貸出

市内各学校や地域など幅広く福祉の心を育むための体験用として疑似体験機材の貸し出しを行う。(車いす、アイマスク・白杖、点字盤、高齢者疑似体験セットなど)

⑤福祉図書コーナーの運営

フィランセ東館3階に福祉図書コーナーを設置し、福祉関係図書やCD・DVDソフトなどメディア等の貸出を行い、市民に情報提供や自己啓発のために広く活用していただく。

5. 福祉相談事業

(1) 結婚相談(ハッピーネスFuji)

フィランセにおいて、結婚相談員による結婚に関する相談及び交際の仲立ち(引き合わせ)を行う。

開設日 毎週水曜日、第一・第三土曜日、第二・第四日曜日

(2) 心配ごと相談

福祉や生活に関する悩みごとや心配ごとに対応するため、相談員を配置し相談を行う。また、各種福祉サービスの案内、利用相談へつなぐ。

(月～金) 相談電話 64-3294

6. 援護事業

(1) 罹災世帯援護

火災に遭われた世帯に対し見舞金を支給する。

全焼 30,000円

半焼 20,000円

(2) 緊急一時援護

低所得世帯等で緊急に生活費等の援助を要する場合でなおかつ、返済が見込まれない世帯に50,000円を限度に支給する。

(3) 児童援護（赤い羽根募金事業助成対象）

①入学支度費の助成

低所得世帯の子どもが、小・中学校入学時に入学準備品を購入するために必要な費用の一部を助成する。

小学校 8,000円

中学校 15,000円

②修学旅行持参金の助成

低所得世帯の子どもが、小・中学校で開催する修学旅行に参加するために必要な小遣いの一部を助成する。

小学校 8,000円

中学校 10,000円

③児童遊び場の設置助成

遊び場の設置、補修、増設、撤去等にかかる補助対象経費の4分の1を助成する。

④児童関係団体等への助成

子ども会世話人連絡協議会

(4) 障害者援護

①福祉機器等リサイクル事業（市受託事業）

不要になった福祉機器やベビー用品などのリサイクル用品を必要としている人に、再利用してもらうための橋渡しを行う。

②車いす短期貸出事業

車いすを短期間必要とする方に社会参加の促進及び福祉向上を目的に、無料で貸し出しを行う。

③福祉団体スポーツレクリエーション大会への支援（実行委員会主催）

手をつなぐ育成会、身体障害者福祉会、ひとり親家庭の会、他複数の団体の交流と親睦を図ることを目的にスポーツレクリエーション大会を開催する。

④障害者活動団体への助成（赤い羽根募金事業助成対象）

- ・ N P O 法人手をつなぐ育成会
- ・ 身体障害者福祉会
- ・ 視覚障害者福祉会
- ・ 富士市ろうあ協会

（５）高齢者援護（赤い羽根募金事業助成対象）

関係団体への助成

- ・ 悠容クラブ連合会
- ・ 認知症の人と家族の会
- ・ 在宅介護者家族の会

（６）交通遺児援護事業

交通遺児世帯に対して、交通遺児指定寄附金を財源に下記事業を行う。

※交通遺児等援護基金設置

入学祝金	小学校	10,000円	中学校	20,000円
	高校	50,000円		

見舞金 30,000円

奨学金 高等学校等に在学している生徒に対し、月額15,000円の奨学金を給付する。

7. 共同募金運動

（１）赤い羽根募金

毎年10月1日から全国一斉に展開される募金運動を町内会や民生委員児童委員等の協力を得て推進し、地域福祉活動及び民間社会福祉事業の充実など、明るく住みよい「福祉のまちづくり」を目的として実施する。

戸別募金、篤志・法人募金、街頭募金、職域募金、学校募金

<募金への理解・募金額増に向けての目標>

- ①募金のしくみや用途をわかりやすく周知する
- ②職域募金・学校募金の推進
- ③各種団体等の募金への協力依頼
- ④募金箱設置協力店舗の拡大
- ⑤社会貢献型自動販売機設置協力先の拡大

（２）歳末たすけあい運動

共同募金の一環として行われるもので、低所得世帯、児童福祉関係施設に対して明るい新年を迎えられるようにするための募金活動を行う。

<募金への理解・募金額増に向けての目標>

- ① 歳末たすけあい運動の周知・広報の強化

8. ユニバーサル就労支援センター相談支援グループ受託（市受託事業）

（1）相談支援事業

株式会社東海道シグマと共同事業体を組み、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援、就労準備支援、被保護者就労準備支援、家計改善支援、被保護者家計改善支援の5事業を一体的に行い、相談者の多様な問題を包括的にワンストップで解決する。

就労支援が必要な相談者の支援プランを作成し、モニタリングを行うとともに、本人の意思を確認したうえで就労支援グループへつなぐ。

（2）住居確保給付金事業

離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失している、または喪失するおそれのある方で、就労能力及び就労意欲のある方を対象とする。対象者に対し、賃貸住宅等の家賃にあたる住居費を有期で支給するとともに就労支援等を実施し、安定した住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。

（3）ひとり親世帯等生活困窮者自立支援給付事業

生活困窮者自立支援相談事業において、ひとり親世帯等に対して就労支援を行うのに伴い、就労活動に必要な資金及び子どもの養育に必要な資金を給付し、就労支援の実効性を高めることを目的として本事業を実施する。

金額：20,000円以内（原則として1人1回のみ利用可とする。）

（4）ひきこもり支援事業

ひきこもり支援に関する周知や関係機関への情報を提供する。また、ひきこもりの本人・家族からの相談を受け、必要に応じて訪問を行うなど関係づくりをし、センターへ来所できるようになったら居場所としての「こもれびラウンジ」を利用しながら本人に寄り添った支援を行う。必要に応じて関係機関と連携する。

（5）自転車貸出事業

就労するにあたり交通手段にお困りの方に無料で一定期間（3か月程度を目安）、自転車の貸し出しを行う。

9. 貸付事業

（1）高額療養費等資金貸付事業（市受託事業）

国民健康保険加入者で、限度額適用認定証の交付が受けられない人を対象に高額療養費分の貸付を行う。出産育児一時金の貸付のほか、重度医療費・精神障害者医療費・母子医療費については、相談のうえ、貸付を行う。

(2) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯を対象に、自立支援を図ることを目的に各種資金の貸付を行う。

(3) 小口資金貸付事業

低所得世帯を対象に、一時的に必要な生活資金を貸し付け、世帯の自立支援を図る。また、行政と連携し、新たに決定した生活保護世帯に対し生活保護費初回支給日までの生活費等の資金を貸し付け、切れ目のない支援を行う。

50,000円を上限とし無利子。

10. 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

判断能力に不安のある高齢者、知的障害者及び精神障害者等を対象に、福祉サービス利用に関する情報提供、サービス利用手続きの支援、日常的な金銭管理等を契約のもとに行い、安心して自立した生活が送れるよう支援する。

11. 成年後見支援センター事業（市受託事業）

だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を推進するための支援センターを運営する。支援センターでは制度に関する普及啓発、相談・制度利用のための手続きや申立に関するアドバイスなどを行うとともに、市民に向けた制度理解のための講演会や、市民後見人の育成・支援をするための研修を行い、市民後見人による個人受任を目指す。

また、「成年後見制度利用促進計画」に基づき、本人の状態に合った後見人候補者を裁判所へ推薦する「受任調整会議」、福祉医療関係者の権利擁護課題解決を指南する「権利擁護支援会議」を毎月開催する。さらに後見人が選任された後に「チーム支援会議」を行い、福祉関係者に向けた成年後見人の業務や役割を説明し、関係機関連携で本人を支える体制を充実させる。

12. 法人後見事業

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など、意思決定・判断能力が困難な人の生活と権利擁護支援のため、本会が法人としての成年後見人等受任を行い、財産管理や身上保護を行う。その後安定した契約者については市民後見人への選任リレーを行い、市民後見人監督人として成年後見人としての担い手不足を補完する。また法人でなければ受任困難な方の権利擁護を支援する。

★13. 終活支援事業

(1) 富士市終活サポートセンター事業(市受託事業)

身よりのない方や将来の生活に不安をお持ちの方が、最期まで自分らしく安心して暮らせるよう終活全般に関する相談を行い、エンディングノートの作成を支援する。また、身寄りがなく、将来の万一に備えたい方へ「終活情報事前登録」を提供し、「定期的な見守り」を行うことで孤独を防ぎ生活の安心を支援する。

逝去後は本人に代わり「葬儀や埋葬」「賃貸住宅の解約や残置物処分」を「富士市葬儀埋葬事前準備支援事業」（市民税非課税世帯対象）の契約により行う。

(2) ふじさんエンディングサポート事業

基本事業は上記同様でどなたでも利用可能。「葬儀や埋葬」は預託により本人の希望するプランで執行可能。また、「入退院支援」などより充実した自由プランの「ふじさんエンディングサポート事業」を契約により行う。

14. 介護サービス事業

(1) 介護保険サービス事業

介護保険制度の基本理念に基づき、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携を図り、以下に掲げる事業において、その持つ能力を維持することに努めると共に、要介護状態になっても本人の有する能力に応じ自立した日常生活を住み慣れた自宅において送ることが出来るよう支援を行う。

- ・ 居宅介護支援事業
- ・ 通所介護事業（うららかクラブの運営を含む）

(2) 介護に関する入門的研修（市受託事業）

介護に関心を持つ介護未経験者に対し、介護の基本的知識や技術の習得を通じ、家庭や地域で介護の担い手として活躍できる人材を育成する。

(3) 高齢者地域支援窓口（市受託事業）

高齢者の身近な総合相談窓口として市内各地区に設置されている「高齢者地域支援窓口」のうち、富士駅北地区の支援窓口事業を実施する。

15. 富士川地域福祉センターの運営

富士川デイサービスセンター、うららかクラブ及びふじばら作業所がそれぞれのサービスを提供する中で、各事業所間の関わりを深めるとともに、地域との繋がりへも視野に入れた会館活用に結び付けていく。

16. 障害サービス事業

(1) 障害サービス事業所の運営

「利用者ファースト」を念頭に置き、利用者一人一人のニーズや障害特性に沿ったサービス提供を心がける。持続可能な事業所運営を行っていく上で、不可欠な人材確保・人材育成に力を注ぐ。

○就労継続支援（B型）事業所

- ①吉原つくし ②竹の子 ③ひめな ④市民ふれあいバンク ⑤鷹身工芸社
⑥まつぼっくり ⑦ふじばら作業所 ⑧ふれあいショップあゆみ・ふじひろみ

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、社会生活を送る上で必要となる支援を行う。

○生活介護事業所

①オリーブの丘

「ゆったり、楽しく、自分らしく」をコンセプトに、利用者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動に取り組む。

(2) 特定相談支援事業の実施

障害福祉サービスの利用者や、その家族からの相談を受け、サービス等利用計画の作成やモニタリング等を行う。

質の高い相談支援を維持するため、相談支援専門員の確保に努める。

17. 社会福祉センターの運営（指定管理者）

市内の社会福祉センター（田子浦荘・東部市民プラザ・鷹岡市民プラザ）を、高齢者をはじめ市民の健康増進及び憩いの場として提供することを目的に運営していく。（指定期間 令和6年度～令和10年度）

(1) 施設の管理

施設利用の促進

プール施設の運営（2館）

(2) 文化教養及び健康増進事業

各施設の企画による文化教養に寄与する行事や看護師による健康相談等の健康増進に関する事業を行う。

18. 生きがいデイサービス事業

(1) 生きがいデイサービス（市受託事業）

美原町公会堂、鷹岡市民プラザ及び富士川地域福祉センターにおいて、在宅で閉じこもりがちな高齢者を対象に、自立生活の支援及び社会参加の促進を図ることを目的に、生活指導・介護予防体操・レクリエーション等のサービスの提供を行う。

健康クラブ（美原町公会堂） 月・金

あったかクラブ（鷹岡市民プラザ） 火・木

うららかクラブ（富士川地域福祉センター） 火・水・木・金

(2) 健康づくりデイサービス事業（市受託事業）

美原町公会堂、鷹岡市民プラザ及び富士川地域福祉センターにおいて、要支援の認定を受けた人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた高齢者を対象に、自立生活の支援及び社会参加の促進を図ることを目的に、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントの内容に沿って、生活指導・介護予防体操・レクリエーション等のサービスの提供を行う。

※開催日、開催方法は生きがいデイサービスと同じ

19. 社協会費・寄附金の募集

(1) 会費

6月の会員募集月間を中心に会費増を図る。特に、地域住民や企業の理解を得ながら、新規特別会員の開拓に役職員一丸となり取り組んでいく。併せて、施設団体会費増を目指し、介護保険事業者連絡協議会への働きかけを継続すると共に企業団体等多方面に協力依頼をしていく。

普通会費	1戸300円 町内会加入全世帯 町内会長（区長）に協力依頼
特別会費	1件1,000円～ 民生委員児童委員に協力依頼
団体施設会費	1団体1施設1,000円～ 市内の団体・施設に加入依頼

(2) 寄附金

市民の皆様から随時寄せられる寄附金は、寄附者の意志を活かした各種地域福祉サービスや市民サービスなどを推進する財源として活用していく。

20. その他事業

(1) 実習の受入

市民福祉向上と地域福祉教育実践を目的に、学生等を対象に実習の受入を行う。

(2) 視察の受入

視察を希望する各種団体等に対し、本会の実施している諸事業について、概要説明や施設見学の受入を行う。

(3) 富士市介護保険事業者連絡協議会の支援

介護保険事業者が相互の連携と、サービスの質の向上を行うことを目的に各種研修会を実施する。また、災害時等を想定した福祉避難所運営のため、インターネット掲示板を利用した訓練等も行い、その事務機能を担うとともに組織の強化や事業の推進を図る。

(4) 富士市民生委員児童委員協議会互助会の支援

民生委員児童委員の相互互助を図るため、給付事業等を行う互助会の事務局を担う。

(5) 職員育成計画運営委員会の開催

「だれもが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を担う職員を育成するために、職員から構成される運営委員会を開催し、職員の育成や定着に資する取組や改善策について検証・協議する。

(6) BCPの検証

BCP(事業継続計画)を基に、災害対策に係る訓練・研修を通して検証を重ね、より現実的な視点で更新を図る。

社会福祉法人 富士市社会福祉協議会
富士市本市場432-1 富士市フィナンセ東館1階
TEL 0545-64-6600(代)
FAX 64-6567(代)
e-mail info@fujishishakyo.com